

**地域住民のための  
「災害時要援護者避難対策マニュアル」作成指針**

**平成18年4月**

**三 重 県  
国立大学法人三重大学**

# 目 次

はじめに	
1 背景	1
2 本書の目的	1
第1章 災害時要援護者の避難対策の検討方針	
1 災害時要援護者の概念	2
2 災害時要援護者避難対策における果たすべき役割	4
第2章 災害に備えた対策	
1 災害時要援護者の所在把握	6
(1) 所在情報等の把握	6
(2) 情報の管理	7
2 情報伝達網	7
(1) 災害時要援護者自身及び家族の情報収集手段	7
(2) 情報伝達手段及び手法	8
(3) その他	8
3 救出、避難誘導、安否確認	9
(1) 関連機関との連携	9
(2) 救出、避難誘導	9
(3) 安否等の状況把握	9
4 防災意識の啓発	10
(1) 災害時要援護者本人及び家族に対する啓発	10
(2) 地域住民に対する啓発	11
5 災害時要援護者の住宅の点検	11
(1) 安全な住まい方や家具の固定	12
(2) 住宅の耐震化	12
(3) 借家における地震対策	12
6 避難施設等の整備への協力	12
7 メンタルヘルスケア	13
第3章 発災直後の対応	
1 災害時要援護者の救出、避難誘導等の応急活動	14
2 避難勧告等の情報伝達と安否情報等の収集	14
(1) 避難勧告等の情報伝達	14
(2) 安否情報等の収集	14
3 避難所における活動	15
(1) 避難所の開設	15
(2) 災害時要援護者に配慮した情報の提供	15
(3) 災害時要援護者に配慮した物資等の供給	15
(4) 災害時要援護者のニーズの把握と対応	16
4 在宅の災害時要援護者の応急活動	16
(1) 在宅の災害時要援護者の所在把握および情報提供	16
(2) 在宅災害時要援護者に配慮した物資の供給	16
付録 モデル地区における実践例	18

# はじめに

## 1 背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は6000人を超える尊い人命を奪う未曾有の被害をもたらした。とりわけ、高齢者をはじめとするいわゆる「災害時要援護者」の被害が大きく、避難をはじめ避難生活におけるケアのあり方が問題とされた。

三重県においては、平成13年に東海地震の震源域が見直されたことに伴い、平成14年4月に県内の18市町村（平成18年4月現在10市町）が強化地域として新たに指定され、さらに平成15年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行され、同年12月には県内全域が推進地域に指定された。これに伴い、大規模地震災害に備えた様々な対策を推進しているところである。

また、県では法に基づく施策のほか、県の総合計画「県民しあわせプラン」の5つの柱の1つとして「安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造」の実現を目指している。この社会は、災害時に真っ先に困難が生じることが予想される「災害時要援護者」に対する十分な対策をとってこそ得られるものであり、非常時でも弱い立場におかれた人々を優先して助け合える人間愛に満ちた「共助社会」を目指す必要がある。

## 2 本書の目的

本指針は、地域の住民が互いに助け合い「災害時要援護者」が安心して暮らせる社会の実現をめざして、災害時要援護者避難対策について地域で考えていくための「てがかり」となるべく、考慮すべき項目とコメント及び留意点について整理したものである。地域における避難対策は、必ずしも本書の項目をすべて網羅する必要はなく、地域の実情に応じて臨機応変に立案すればよいが、本書では、必要となる可能性のある項目を出来るだけ盛り込み、実例を紹介している。

なお、「災害時要援護者」については、本手引きの第1章で詳しく述べているが、本指針は、原則として在宅の災害時要援護者の支援対策に焦点を当てたものである。

## 第1章 災害時要援護者の避難対策の検討方針

### 1 災害時要援護者の概念

平常時でも様々な支援を必要とする人々にとっては、災害の発生や危険が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けることなどに大きな困難が生じる。一般に、こういった人々を「災害時要援護者」と呼ぶ。

平成3年版防災白書(国土庁)によると、「災害弱者」について、以下のように定義されている。

- (1) 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難である人。
- (2) 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、又は困難である人。
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難である人。
- (4) 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、又は困難である人。

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ日常的な行動に制約がなくとも、理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人などが挙げられる。

#### 災害時要援護者の主な特徴

区 分		避難行動等の特徴	必要とされる支援(例)
高 齢 者	一人暮らし高齢者等	耐力が衰え行動機能が低下している(緊急事態の察知が遅れる場合がある)が、自力で行動できる。	迅速な情報を伝達し、避難を誘導する。
	寝たきり高齢者	自力で行動することができない。自分の状況を伝えることが困難。	避難する場合は車イス等移動用具と援助者が必要。安否確認や状況把握が必要。
	認知症高齢者	自分で判断し、行動することができない。自分の状況を伝えることが困難	避難誘導をしてくれる人が必要。安否確認や状況把握が必要。
視覚障害のある人		被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い) 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつも通りの行動ができなくなる。 避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い避難ができない。)	役所からの広報、その他生活に関する情報などが来た時には必ず知らせる。必要に応じて読み上げる(音声による情報伝達及び状況説明が必要)。 安否情報、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく(避難誘導をしてくれる人が必要)。 避難所内の案内(トイレ、電話などの場所の確認など)。

<p>聴覚障害のある人 音声・言語機能に障害のある人</p>	<p>音声による情報が伝わらない(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない)(聴覚障害者)。緊急時でも言葉で人に知らせることができない。外見からは障害のあることがわからない。</p>	<p>身振りを交えてはっきり話す。文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝達する。(視覚による認識手段が必要) 避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかける。また、FAXの配置や常時筆記用具を確保する。</p>
<p>肢体不自由のある人</p>	<p>自分の身体の安全を守ることが難しい。 自力で避難することが難しい。</p>	<p>家具の転倒防止など住まいの安全を確認する。 地域での移動支援体制づくり(車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) 車イス用トイレの確保。</p>
<p>内臓部に障害のある人 難病患者</p>	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 外見からは障害のあることがわからない。 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 常時医療器材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 医療品を携帯する必要がある。 補装具やケア用品を携帯する必要がある。</p>	<p>医療機関との連絡体制、移送手段の確保(医療機関の支援)。 移動に当たっては、車イス、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。 避難所では、ケアのできる簡易な設備とスペースを確保。 食事制限の必要な人の確認も必要。 薬、補装具やケア用品の確保が必要。</p>
<p>知的発達に障害のある人</p>	<p>急激な環境の変化に順応しにくい。 一人では理解や判断することが難しく(緊急事態等の認識が不十分な場合)環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 精神的に不安定にならないような対応が必要。 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することが必要。</p>
<p>精神障害のある人</p>	<p>災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p>	<p>気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っていることが必要。 医療機関との連絡体制の確保が必要(医療機関の支援)</p>
<p>妊婦・乳児のいる母親</p>	<p>行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 特に妊婦については、発災による急激な環境の変化により、緊急に医療を必要とする場合がある。</p>	<p>避難誘導を支援してくれる人の確保等が必要。 避難生活での防音や衛生面での思いやりや心配りが必要。 医療機関との連絡体制の確保が必要(医療機関の支援)</p>

子供（乳幼児・児童）	危険を判断し、行動する能力はない。 4～5才を過ぎれば、自己対応能力が備わってくる。	保護者の災害対応力を高めることや、適切な避難誘導が必要。被災により保護者等が養育することが困難な場合への対応が必要。災害で受けた心の傷へのケア体制の確保等が必要。
（参考）外国人	日本語での情報が十分理解できないため、避難や避難所生活に支障をきたす恐れがある。	多言語による情報提供が必要。

上記区分の複数を有する要援護者も存在する。（例えば視覚と聴覚との重複障害者など）

## 2 災害時要援護者避難対策における果たすべき役割

効果的な災害時要援護者の避難対策を行うためには、要援護者自身あるいはその家族による「自助」、地域住民による「共助」、および市町村などの公的機関による「公助」の三位一体の活動が必要不可欠で、ここではそれぞれの果たすべき役割を整理する。

### （１）県の果たすべき役割

県内全体の災害時要援護者対策の促進を図るため、災害時要援護者対策の基本方針をたて、市町村や地域の自主防災組織等が災害時要援護者対策を推進するための手引きの作成等、必要な支援を行う。

### （２）市町の果たすべき役割

市町は、防災対策を推進する基礎的な自治体として、災害時要援護者のための各種施策を推進する。なお、施策の推進にあたっては、自主防災組織、社会福祉施設、医療機関等と連携し、各地域の特性に応じた対策を推進するものとする。

### （３）自主防災組織\*等の果たすべき役割

自主防災組織は、災害時における応急対策を実施する上で最も有効な組織単位であり、災害時要援護者対策においても、実働部隊としてその役割を担うべき組織として期待されている。特に大規模災害が発生した場合には、市町はその職員も被災者となる可能性もあり、管内全域の災害対策に追われ、現場における応急対策はもっぱら地域の自主防災組織等によらざるを得ない状況となることが予想されるため、災害時要援護者対策についても、自主防災組織の役割は非常に大きい。しかしながら、自主防災組織は、消防団などと異なり法的な裏付けがある組織ではなく、その活動にはおのずと限界があることも事実であり、よかれと思って行なった活動について、後に責任能力を問われるトラブルになることが無いよう留意して活動を行なう必要がある。このため、自主防災組織の活動に関する啓発活動を、日頃から地域において積極的に行なうなど、地域と自主防災組織の信頼関係を築いておくなどの取組みが重要である。

また、地域住民に看護師等の保健・医療・福祉専門職や経験者がいれば、自主防災組織に加入をもとめ救護活動の充実を図ることも重要である。

阪神淡路大震災では倒壊家屋等の下敷き救助者が約 34,900 人。うち住民による救助は 27,000 人で生存率 80%以上。一方、消防・自衛隊による救助は 7,900 人で半数以上は救出時点で死亡していました。このことから、地域による救助体制の重要性が認識されました。

#### (4) 社会福祉施設等

社会福祉施設等は、入所者を災害から保護する義務があり、日常から災害時を想定した対策を準備しておく必要がある。また、平素は在宅で生活している災害時要援護者も、災害に伴い自宅での生活が不可能となることも考えられるため、こういった人々を臨時的に受入れることも検討しておく必要がある。

また、近年訪問看護ステーション等在宅の災害時要援護者を対象とした福祉サービス事業所が整備されてきている。これらの施設は、在宅の災害時要援護者に関する様々な情報を把握しており、また、災害時要援護者のケアの仕方について十分な知識・技術を持っていることから、発災時においては、災害時要援護者を安全に避難させるために大きな役割を期待できる可能性がある。

\* 「自主防災組織」とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織を言う。災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し、救護等の活動を行う組織で、実働部隊としての役割を期待されている。

## 第2章 災害に備えた対策

### 1 災害時要援護者の所在把握

災害時に、災害時要援護者の安否確認を迅速に行うことができるよう、災害時要援護者の把握が必要である。日頃から所在情報を把握しておくことは、安否の確認等に有効であり、あらかじめ把握している各種の情報をもとに安否不明者の搜索、救出等に役立てることができる。

#### (1) 所在情報等の把握

台帳方式、名簿方式や M-GIS\*等の活用によるマップ方式等により把握することが安否確認、避難誘導等に有効である。

マップの作成(事例 鳥羽市浦村町今浦地区)  
プライバシーに配慮して、町内会の組毎に災害時要援護者の名前ではなく人数を地図に落としていくことも考えられる。

班や組単位で作成し、町内会や自治会の小単位でとりまとめれば作成も容易であり、より機能的、効果的である。

具体的には、高齢者(特に要介護者・独居者等)、乳幼児、障害者、在宅酸素療法や人工透析を受けている人など、災害時に何らかの支援が必要となる人を把握する必要があると考えられる。その他必要に応じて、外国人、観光客などを考慮する場合もある。

台帳、名簿およびマップ等は、本人の了解に基づき作成する必要がある。また、後のトラブルを防ぐため、本人等の了解は文書等で得ることが望ましい。

所在情報の把握方法(市町、自主防)の例  
東京都新宿区では区役所に申し出ることにより「災害時要援護者登録名簿」に記載される。  
また四日市市港地区連合自治会では、防災アンケートで同意することにより「港地区支え合い名簿」に記載される。

把握すべき情報は一般的に、住所・氏名・緊急連絡先・身体の状態・緊急情報の取得方法等災害時の情報伝達、避難対策、避難後の生活のために必要な情報とするが、どこまでの情報を記入するかは本人の承諾によるものとする。

静岡県清水町の災害時要援護者登録台帳では、個人のプライバシーに配慮して身体状況等に関する詳しい情報は無いが、かかりつけ医やしてはならない(禁忌)行為の情報が記載されている。

所在情報の把握にあたっては、個人情報の収集であり、プライバシーに十分配慮する必要がある。

2005年4月からの個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の収集および管理においては、特段の配慮が必要となったため、これらの情報の収集には、情報の管理方法をきちんと定め、



要援護者本人および家族などと充分協議のうえ収集・管理を行なう必要がある。

## (2) 情報の管理

災害時要援護者の情報は、市町で指定する避難所の避難区域別や町内会・自治会別、民生委員児童委員の担当地区別など、地域別に編集できるようにしておくと共に、情報の流出の防止等も図っておく。また、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが望ましい。

所在情報は災害時の安否確認に役立てるため、指定された避難所においても常備するよう努める。なお、避難所での常備については情報の流出防止に十分留意する。

情報の開示先については、市町・警察・消防・消防団・自治会・民生委員児童委員などが考えられるが、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのかを具体的に定めておく必要がある。(同意書にあらかじめ記入しておく)

住所・氏名・緊急連絡先・身体の状態等開示の内容をどこまでの範囲にするかをあらかじめ定めておく必要がある。

所在情報の把握は避難・救出等に不可欠であるので、定期的に調査を行い、内容を更新し、常に新しい情報を把握する必要がある。

所在情報提供の同意(市町、自主防)の例 東京都新宿区では区の関係部署、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員及び防災区民組織に情報提供することに同意を求めている。 また四日市市港地区連合自治会では、各自治会長、各防災隊長、民生委員及び福祉協力員が担当地区の名簿を保管することに同意を求めている。
---

\*M-GISとは、簡易携帯型の汎用利用可能なGIS(Geographic Information System:地理情報システム)の略で、平成15年度に県内の全ての市町村及び希望する企業にシステムを配布しました。

## 2 情報伝達網

災害時の情報伝達手段については、県および市町で作成されている地域防災計画に基づき、整備がおこなわれ、現在様々な連絡手段がとられている。地域の自主防災組織には、そのような連絡手段が整備されているか把握した上で、災害時要援護者に対する情報伝達を迅速かつ的確に行なうために、それぞれのハンディキャップに応じた情報伝達手段が確保されるよう支援することが望まれる。また、災害時要援護者の避難を支援する人へも情報伝達ができるよう配慮する必要がある。

### (1) 災害時要援護者自身及び家族の情報収集手段

災害時要援護者あるいは支援を行なう家族も、自らの身の安全は自ら守る「自助」対策を考えておくことは最も有効な方法である。したがって、それぞれのハンディキャップに応じた情

報取得方法を検討し、確保しておくことが望ましい。

#### 耳の不自由な人の家庭における情報収集手段

耳の不自由な人は、ＴＶを利用した手話放送や字幕放送、インターネット・携帯メール（防災みえ．j p等）の活用やＦＡＸ、携帯電話による情報ネットワークの活用を検討することが望ましい。

市町が行っている日常生活用具給付等事業制度の利用により、聴覚障害者用情報受信装置を入手し、災害時の聴覚障害者向け緊急情報を受信する方法もある。

#### 目の不自由な人の家庭における情報収集手段

目の不自由な人は、ＴＶの音声、ラジオ放送の活用や、電話等の音声情報等の活用を検討することが望ましい。

#### 外国人の情報収集手段

日本語が理解できない外国人等は、必要に応じて外国語に翻訳されたパンフレットの入手、外国語のホームページの活用、外国語のテレビ・ラジオ放送等の活用を検討することが望ましい。

### （２）情報伝達手段及び手法

災害時要援護者に情報伝達するには、上記のようなそれぞれのハンディキャップに応じた適切な手段を用いて行なう必要がある。また、情報を伝達する手法は以下のような方法で行なうことを検討することが望ましい。

地域においては、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、消防団等の緊急時の連絡体制の整備に努める。

情報取得の困難な人への情報連絡について、近所の人による連絡等により、確実な情報連絡が行われる体制の整備に努める。

家族、近所の人、民生委員児童委員、在宅サービス支援機関等へ非常時の連絡を依頼しておく等、情報の取得漏れに対する備えが必要である。

### （３）その他

上記による情報伝達の外に、地域の実情に合わせて、日頃から自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、消防団、ボランティア組織等が連携を図り、外国人・観光客への災害に関する情報提供手段の整備（表示板、多言語による情報提供等）を行っていくことも考えられる。

\*防災みえ．j pとは、三重県防災危機管理部（当時地域振興部）が平成15年度から立ち上げ管理しているインターネットサイト（<http://www.bosaimie.jp/>）で、予め登録していただいた利用者に地震、津波、台風等の防災情報をインターネットとメールでリアルタイムに配信するものです。

2004年に発生した豪雨災害や新潟中越地震などの災害においては、最新の情報をインターネットで入手する人が多かった。道路状況や被害状況、ボランティアの情報など災害の最新情報を得るためには大いに役立ったそうである。

### 3 救出、避難誘導、安否確認

地震等災害はいつ発生するか予測できないため、災害時に、災害時要援護者の安否確認等や避難誘導等を迅速に行うことができるよう、日頃から手段と手法を検討しておくことが望ましい。

#### (1) 関連機関との連携

自主防災組織等を中心に、地域の実情に合わせて、市町村、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会・社会福祉施設等の保健・医療・福祉サービス機関、民族団体、NGO 団体、消防団、障害者団体、ボランティア組織等と連携を図り、災害時における昼夜別等の救出、避難誘導、安否確認の方法を検討しておくことが望ましい。また、避難場所や避難所の位置やそれら避難所等の想定している避難圏域等について確認を行なっておくことが望ましい。複数の相互伝達手段を確保しておくことが望ましい。

災害時において、収集した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約、情報提供の方法について決めておくことが望ましい。

災害時要援護者の所在情報に関して連携機関との共有方法や、更新方法等についてあらかじめ決めておくことが望ましい。

#### (2) 救出、避難誘導

災害時要援護者や家族と相談しながら、自主防災組織等であらかじめ救出、避難誘導等の方法、担当等を決めておくと、災害時に速やかな救出、避難誘導に有効である。

所在情報（名簿方式、台帳方式、マップ形式等）を利用し、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等が連携し、救出、避難誘導を行うことが望ましい。

地震等の災害は、何時発生するかわからないので、昼、夜等別の救出および避難誘導の手法の検討を行なっておくことが望ましい。

避難誘導先は、一時的には一般の避難所に誘導するが、場合によっては一時受入を行う社会福祉施設への救出、避難誘導が必要であることを考慮しておくことが望ましい。

県内では、四日市市のように民間の社会福祉施設と災害時の二次避難所として協定を締結している事例、桑名市の公共施設を特別避難所としている事例などがある。

#### (3) 安否等の状況把握

発災時において、できるだけ多くの災害時要援護者について安否等の状況を確実に把握するため、事前に作成した所在情報を避難所で保管しておくことが望ましい。

災害時要援護者については、自主防災組織等であらかじめ安否確認の方法、担当等を決めておくと、災害時に速やかな救出、避難誘導に有効と考えられる。

安否不明者について、安否確認を行なう情報伝達手段を複数確保しておくことが望ましい。

地域の状況に精通している居宅介護サービス事業所等の協力を得る体制を確立しておくことも有効である。

安否情報等については、市町と各避難所等のコンピューターネットワークが整備されている場合、その活用をすることが望ましい。

## 4 防災意識の啓発

災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、日頃の防災対策が重要であるが、そのためには、防災意識の向上が必要である。災害時要援護者の避難対策を考える場合、災害時要援護者本人や家族の「自助」による防災意識向上のみならず、地域住民による災害時要援護者に対する「共助」の意識の向上が必要である。さらに、防災訓練等を実施する際には災害時要援護者対策の訓練を取り入れて、災害時要援護者本人も含めた訓練を行なうことが望ましい。

### (1) 災害時要援護者本人及び家族に対する啓発

災害時要援護者も、自らの身の安全は自ら守るという姿勢を持ってもらう。

災害発生時に災害時要援護者が望む援助や必要とする支援等を周囲の人たちに明確に伝えることができるよう、それらの情報をあらかじめ記述するなどしておき、援助が必要なときにはいつでも周囲の人に渡せるようにしておいてもらう。

避難生活に備えて、あらかじめ医薬品、食料、飲料水だけでなく、必要に応じ、おむつや装具等についても確保できるようにしてもらう。

社団法人日本オストミー協会では、協会のホームページに災害対策のためのページがある (<http://www.joa-net.org/>)。ここでは、災害時の非常持ち出し用装具の内容や数量、保管場所など、また連絡体制などの情報を得ることができる。それらを参考に、オストメイト(1)が確保しておくべく補装具およびストーマケア(2)用品について指針を作って会員に推奨するとともに、市町・病院、補装具の販売店などを通じて会員外のオストメイトにもその情報を伝達すると良い。

(1) オストメイトとは、人工肛門保有者及び人工膀胱保有者のこと。

(2) ストーマケアとは、腹壁につくられた排泄口の手入れのこと。

避難する際に各個人で医薬品、食料、飲料水を3日分確保することは難しく、持ち運びできるものを優先順に揃えておくことが現実的な対応と思われる。

ちなみに、平成16年9月の台風21号による被害では、一部地域が甚大な被害を受けたが、周辺の被害の軽微な地域から当該被災市町の要請後直ちに医薬品、食料、飲料水等の供給がなされた(半日程度で役場に届けられた)。このように災害の規模等状況に応じて必要な物資が被災者の手に届く時間が異なってくる。

補聴器を利用している人には、予備の電池を必ず準備してもらうよう勧めることが望ましい。

避難についても、自宅から避難場所までの経路を確認し、迅速に避難できるようにしておく。さらに、災害時に障害となったり危険となったりするものはないか等も確認しておいてもらう。

【日頃からどのような衣類を準備しておけばよいか?】

乳幼児：肌着、おむつ、着替え用衣類、おしり拭きウェットティッシュ、防寒用おくるみ、おびひも

病人：肌着、着替え用衣類、防寒用のコート・カッパ、セーター、防災頭巾、成人用オムツ、補聴器、担架やおびひも、使い捨てカイロ、新聞紙(防寒や簡易トイレにも活用)、ストッキング(防寒、ひも、包帯の代わり)、水(1人1日3リットル)、必要ならば紙おむつ・ビニール袋など

【どのような服装で避難すればよいか？】

乳幼児：帽子、肌が出ないように綿製の衣類（物が落下してきたり、人や建物にぶつかってもけがないようになるべくたくさん着せる）靴下、乳幼児はおぶる

病人：防災頭巾、肌が出ないように綿製の衣類（冬はさらに保温性のあるもの）、マスク、靴下

\*身元確認カード（住所、氏名、血液型、持病のある人は病名など個人の必要な情報を書いておく）を携帯すると良い。身体障害者手帳を持っている人は必ず携帯する。

\*阪神・淡路大震災で不足したもの：紙おむつ、生理用品、肌着、パンツ類（自治省消防庁震災対策指導室監修、「地震防災の心得」、大蔵省印刷局、1995年）（神奈川県平塚保健福祉事務所管内の「在宅療養者配布用リーフレット」より）

在宅中に発災して危険となったり、避難の障害となったりする家財がないか、特に家の出口に障害物がないか確認し、あらかじめ対策を行っておいてもらう。

地域住民をはじめ自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等、地域の人とのつきあいや各種団体やグループ活動への参加を通して、本人の現況を知らせておくと共に、地域の防災訓練等にも参加するなど積極的にコミュニケーションを図るようにする。

災害時要援護者の防災対策例

慢性疾患にかかり内服治療を継続中の場合は、医療機関名、薬剤名と効能等を書いたメモを常備しておく。また、治療経過等を欠いたメモも準備しておくとうい。

「災害救護ハンドブック（群馬県・災害支援医療職ボランティアネットワーク）から」

心臓病、高血圧、糖尿病などの慢性疾患を持っている人、人工透析を行っている人、人工呼吸器や酸素ボンベなど医療機器を使って在宅で療養している人などは、家族と共に、日頃から災害時の場合の対応策を主治医や在宅ケアスタッフなどと相談しておいた方がよい。

（２）地域住民に対する啓発

地域の自主防災組織の活動を理解してもらい、積極的な参加を呼びかけることが望ましい。防災関連パンフレット、広報誌、研修会等あらゆる媒体を利用して、防災に関する知識の普及、啓発を図ると共に、災害時要援護者への配慮について呼びかけておくことが望ましい。災害時要援護者対策を想定した訓練に積極的に参加し、発災時における災害時要援護者への対応方法等を習熟してもらうことが望ましい。

啓発活動の例

自宅から避難所までの経路を犬との散歩道に組み込む等して日常的に避難経路を確認する。

地域の小学校などと連携し、総合学習などでタウンウォッチングを取り入れ、危険箇所を防災マップに記載するなどの地域の取組を呼びかけてゆくことも有効である。

5 災害時要援護者の住宅の点検

阪神・淡路大震災では、タンス等大型家具の下敷きになったり、家屋が倒壊したことにより多

くの負傷者、死亡者が出た。このことから、災害時要援護者に限ったことではないが、住まいについて、家屋の耐震性や家具調度品の置き場所及び据付方法、さらに敷地内の避難路の状況等を、建築関係者等の協力を得て、チェックすることが望ましい。これらのチェックは、原則として各人が自身の住宅に対して行なうべきであるが、要援護者が自身で行なう事が出来ない場合は、自主防災組織などが支援を行なうことも考えられる。なお、以下に点検すべき項目を列挙する。

#### (1) 安全な住まい方や家具の固定

家具・電化製品を固定する。

重いものは下部に、軽いものは上部に入れ、扉が震動で開かないようにするといった収納の工夫と、落下の危険があるものは落下防止の措置をとる。

飛散防止フィルム等による窓や食器棚等ガラスの飛散防災対策をとる。

発災時にすぐに避難できるように家の中を整理整頓する。

#### (2) 住宅の耐震化

建物の耐震診断、門柱やブロック塀の耐震性をチェックする。

耐震化が必要な場合は耐震補強を実施する。

2階建て以上の建物の場合、上階に重い物を置かないようにする。

耐震化が困難な場合、寝室等の安全な空間を最小限確保する。

#### (3) 借家における地震対策

借家では、家主にお願いし、耐震診断や耐震化を進める。

家具の固定やガラスの飛散防止など家主に相談して実施する。

耐震化や地震対策ができない場合は、転居の検討をする。

## 6 避難施設等の整備への協力

被災後、災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるようにするためには、避難施設そのものや避難生活に必要な物資等を整備する必要がある。自主防災組織等においては、これらの施設の整備および物資等の備蓄等への協力を行うことが考えられる。

災害時要援護者に配慮した避難所等における食料品、生活必需品等の備蓄・点検への協力を行なう。

災害時要援護者に配慮した施設の整備項目や備蓄物資のリストアップを行い、関係機関に整備を働きかける。

#### 内部障害者団体の例

当事者団体が協力して、避難場所でストーマケア(1)が行える簡易な隔離できるスペースやオストミー(2)用のトイレの設置と、補装具とケア用品の備蓄を働きかけてゆく必要がある。備蓄の方法、備蓄場所および備蓄品の配送の方法等については、関係機関及び事業者の協力が必要である。

(1) ストーマケアとは、腹壁につくられた排泄口の手入れのこと。

(2) オストミーとは、人工肛門・人工膀胱のこと。

物資の点検などにおいては、通常の生活必需品等に加えて、粉ミルクや紙おむつ、さらには

車椅子やポータブルトイレ等、災害時要援護者が避難生活を送るために必要な物資について整備・備蓄されているかどうかの点検に協力する。

突然の災害に遭遇した場合、身体に障害を有する在宅災害時要援護者は、避難をすることすら困難を伴い、生活

雲仙・普賢岳噴火災害の被災地では、あらゆる社会的資源を活用し、失われたコミュニティの復活や人と人との絆の回復、住民の孤立化の防止など、被災後のメンタルヘルスケア活動が実施された例がある。その際には、精神科医や保健師などの専門職はもちろん、児童・民生委員や自治会役員、ボランティアなど地域ぐるみでの互助・自助活動を企画し実施した。

(太田保之編著、「災害ストレスと心のケア - 雲仙・普賢岳噴火災害を起点に」、医歯薬出版、1996年)

に必要な物資の持ち出しは不可能に近い。特に、身体障害者や高齢者については、日常生活では身体の一部となっている補助具を持ち出せずに、又は、倒壊した家屋から補助具を掘り出しても破損等により使用ができなくなると、避難先での生活にも困難を生じる。このため、公的機関や避難所に、福祉機器を備蓄・点検することに協力する。

## 7 メンタルヘルスケア

被災後の生活環境等の著しい変化に伴い、災害時要援護者に限ったことではないが、メンタルヘルスケアが必要となることが考えられる。メンタルヘルスケアが必要となった場合に速やかに

平成16年9月の台風21号による災害では、海山町と宮川村で、保健師が主となって健康相談所を開設するとともに、巡回訪問を行った。  
また、平成16年10月の中越地震でも、三重県のほか多くの自治体から保健師を派遣し巡回訪問を行った。

保健師や医師などに相談するなど適切な措置をとることが出来るように準備をしておくことが望ましい。

メンタルヘルスケアが必要となった時の相談先を明らかにしておく。たとえば、避難所の医療救護所、保健所などが相談先となる。

メンタルヘルスケアの重要性を地域住民が理解するための啓発を行うことも重要である。

## 第3章 発災直後の対応

### 1 災害時要援護者の救出、避難誘導等の応急活動

災害発生直後においては、市町、警察、消防が稼働できるようになるまでは、地域における住民の活動が中心になると考えられるため、災害時要援護者の自主防災組織による救出、避難誘導活動は非常に重要である。

所在マップ等に登録された在宅高齢者、障害者等の要援護者については、あらかじめ定めた救出、避難誘導體制に基づき、速やかな行動と情報収集に努めることが望ましい。

救出にあたっては、市町、消防等の指示の下に行われることが原則ではあるが、迅速に行うためには、自主防災組織等が中心となって、地域住民の協力の下に行うことが望ましい。

避難誘導先は、一時的には一般の避難所にとりあえず誘導することが考えられるが、場合によっては、あらかじめ一時受入を行う社会福祉施設への避難誘導も考慮しておくことが望ましい。

自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、ボランティア組織等の連携体制により、災害時要援護者の救出、避難誘導を行うことが望ましい。

平常時に想定されている災害時要援護者に加え、災害により家族や近隣の援護を失ったり、自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生ずるなどにより、新たに発生する要援護者に対して、的確に対応していくことが望ましい。

### 2 避難勧告等の情報伝達と安否情報等の収集

地震等の災害により甚大な被害を受けた場合に、迅速に災害時要援護者を避難誘導するには、自治会や自主防災組織等、地域の住民相互の協力が不可欠となる。また、安否情報等を収集し、安否不明者等の搜索、救出を迅速に行うためにも、市町、消防等との連携はもちろん、地域の住民が一体となって活動することが重要である。

#### (1) 避難勧告等の情報伝達

地震等の災害により避難が必要となった場合には、市町、消防団等と連携し、あらゆる手段を活用して地域の住民に対し、危険を知らせ、迅速な避難を促すために情報を伝達することが必要である。

#### (2) 安否情報等の収集

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された在宅高齢者、障害者等の救出に重要であり、自主防災組織等が率先して行うことが重要である。

事前に作成した災害時要援護者の所在情報に基づき、迅速に安否等の状況を確認するため、避難所において、避難してきた災害時要援護者を把握すると共に、あらかじめ定めておいた担当者からの報告、一緒に避難してきた住民や自主防災組織、消防団等との情報交換により、災害時要援護者の救助や避難の状況を把握することが望ましい。状況が把握できない災害時要援護者については、救助の応援や場合によっては消防、警察に救助を依頼する等の措置を



講ずることが望ましい。

所在情報に載っていない災害時要援護者についても可能な限り安否等の情報を収集する。

### 3 避難所における活動

地震等の災害により甚大な被害を受けた場合には、被災した住民を受入れるため、迅速に避難所を開設する。開設している間は、災害時要援護者に配慮した避難所の運営に努めなければならない。なお、避難所の運営は、原則的に市町職員が行なうが、発生した災害の種類や規模によっては、市町職員が配置されなかったり、配置されるまでに時間がかかることも考えられるため、発災直後の避難所の運営をスムーズに行なうためには、自主防災組織の協力や主体的活動が非常に重要となる。ここでは、そのような場合に自主防災組織で行なうことが望ましい点について述べる。

#### (1) 避難所の開設

避難所を開設するにあたり、バリアフリー化されていない避難所については、できる限り出入口等の段差の解消や、通路の幅員の確保に留意する。

事前に作成した災害時要援護者の所在情報を準備し、迅速に安否確認に取りかかる。

避難所においては、高齢者、障害者等の居住空間に配慮するなどの工夫が必要である。

##### 内部障害者の例

ウロストミー( )の場合は、就寝時の蓄尿袋の使用が必要なため、袋の位置が通路等人に踏まれたり、引っ掛けられたりしない場所が必要。

( ウロストミーとは、人工膀胱のこと。)

##### 災害時要援護者に対する配慮の周知例

さまざまな災害時要援護者に対する配慮等を書いた看板をあらかじめ避難所に用意しておき、発災時にはそれを掲げ周知を図る。

#### (2) 災害時要援護者に配慮した情報の提供

災害発生直後は情報が不足しがちとなるため、TVやラジオを設置する等報道機関の情報が得られるように配慮することが望ましい。

物資の供給場所や供給方法の連絡等、避難所内部の情報の提供については、音声、掲示、ピラ等により行い、災害時要援護者への綿密な情報伝達を図ることが望ましい。

文字放送を受信できる設備や、聴覚障害者向けのCS放送受信設備、目で聞くラジオ等を活用することも考えられる。

#### (3) 災害時要援護者に配慮した物資等の供給

食料品については、できる限り柔らかいもの、温かいもの等、個々の災害時要援護者に応じたものを供給するよう努め、乳児にはミルクを用意し、飲料水は十分に供給できるよう避難所の運営に協力する。

車椅子や介護用ベッド、補聴器等の介護用品、おむつ等の生活用品、生理用品についても可能な限り確保・供給に協力する。

#### (4) 災害時要援護者のニーズの把握と対応

避難所内では巡回相談等を行い、災害時要援護者のニーズの把握につとめ、適切な情報提供ができるよう避難所の運営に協力する。

### 4 在宅の災害時要援護者の応急活動

避難せずに済んだ在宅の災害時要援護者についても、日常的な生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供等の情報伝達を行なうことが望ましい。

#### (1) 在宅の災害時要援護者の所在把握および情報提供

避難せずに済んだ在宅の災害時要援護者についても、あらかじめ準備しておいた名簿等の所在情報をもとに自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等が連携し、現状等の情報収集に努めると共に、必要な情報提供ができるよう工夫することが望ましい。

把握した生活関連情報、保健福祉サービスの情報、医療情報等の情報提供を迅速に行うことが望ましい。

#### 参考

人工透析等通院が必要な災害時要援護者は、災害の規模等によっては地域の医療機関のみでは対応できない場合もある。この場合には、救急医療情報システムの3つの方法、地域医療情報センター（局番プラス1199）、音声・FAX案内（059-223-1199又は0599-46-1199）、インターネット（<http://www.qq.pref.mie.jp/>）により医療機関の情報を得ることができる。

避難所と違い在宅生活者への情報提供は遅れてしまうおそれがあるので、広報誌等の配布や掲示板の場所等の伝達を行い、確実に情報が提供されるように工夫することが望ましい。

#### (2) 在宅災害時要援護者に配慮した物資の供給

在宅の災害時要援護者についても、ニーズの把握を行い、必要に応じて食料、飲料水、介護用品等の供給に協力することが望ましい。

救援物資等の提供体制が避難所を中心に行われることが考えられることから、物資配布日の連絡や取りに行けない人に対する支援等に協力することが望ましい。

在宅医療の内容や使用している医療機器には次のようなものがある。人工呼吸器、吸引器、輸液ポンプ、酸素濃縮器・酸素ボンベ、腹膜透析、インスリン、経管栄養（経鼻・胃瘻・腸瘻など）、膀胱内留置カテーテル、腎瘻・膀胱瘻、人工肛門・・・など、災害時に破損したり停電や断水があると困ることが予測される。ライフラインが途絶えた時の対処方法や避難所・在宅などに常備しておくべき物品など、日頃から備えておくことが大切。

## 〔資料〕

自主防災組織等で「災害時要援護者」の避難対策を検討し、マニュアル等を取りまとめる場合には、以下に示すような情報が資料として記載されていることが望ましい。

- 1 避難所
- 2 近隣の病院等の医療機関
  - \* 県内各地域に災害時の重篤救急患者の救命医療を行う災害拠点病院が配置されているので、最寄りの災害拠点病院も記載しておくといわれる。
- 3 市町村の社会福祉部門・防災担当部門
- 4 社会福祉施設
- 5 消防本部
- 6 警察署
- 7 備蓄倉庫の場所と備蓄品リスト
- 8 関係者名簿
  - (1) 自主防災組織長
  - (2) 消防団長
  - (3) 自治会長
  - (4) 民生委員児童委員など
- 9 その他

## モデル地区における実践例

平成16年度から三重県防災危機管理局地震対策室と三重大学災害対策プロジェクト室の共同研究事業として、地域住民による災害時要援護者避難対策を、鳥羽市浦村町今浦地区と四日市市富州原地区住吉町をモデル地区として実践的に検討しました。この取り組みは、住民自らが地域の現状をソフト・ハードの両面から把握し、地域全体で防災意識を高め、活動を行い、本指針を活用し、地域独自の対策を作り上げる過程を実践したものです。

\* 【p.--】は、「地域住民のための災害時要援護者 避難対策マニュアル作成手引き」の対応するページを表します。あわせてそちらも参照して下さい。

### モデル地区1 鳥羽市浦村町今浦地区

#### (1) 地域の概況

鳥羽市浦村町今浦地区は、生浦湾内に位置し、地震時は津波被害の危険性が高い地区です。昔からのコミュニティが残っている反面、高齢化が進んでいる地区でもあります。また、牡蠣の産地として県内でも指折りの地域で、水産業を営む人も多く、平日の日中に極端に人が少なくなるということはありません。今浦地区自治会は6つの組で構成されています。



鳥羽市浦村町今浦地区

#### 今浦地区の人口

世帯数	人口			高齢者数 (65才以上)	高齢化率
	計	男	女		
112	432 (人)	219 (人)	213(人)	112 (人)	25.9 (%)

#### (2) 取り組み前の防災力

鳥羽市浦村町今浦地区は、平成10年頃に自主防災組織が立ち上げられました。防災マップを作成する、一次避難場所を決めておく、自主防災組織の幹部が防災コーディネーター養成講座を受講するなどの活動が行われており、比較的防災意識の高い地域です。特に、昼間も地区内で働いている自営業者たちが、「自分たちが町を守る」という意識を持っていたので、彼らが活動の中心となっていました。すでに、積極的に災害対策が進められていたので、まず訓練から始め、その後、検証、学習、計画づくりと続ける手順を取りました。【p.2,3,4,5】

### (3) スケジュール

- 2004年 9月15日 自主防災会・市・大学・県の顔合わせと意見交換  
11月 8日 事前打ち合わせ会  
11月21日 第1回ワークショップ開催  
          <避難訓練・災害対策についての話し合い>
- 2005年 1月 5日 事前打ち合わせ会  
1月22日 第2回ワークショップ開催  
          <勉強会・災害時要援護者についての話し合い>
- 3月 3日 事前打ち合わせ会  
3月 6日 第3回ワークショップ開催  
          <避難対策マニュアル作成>

### (4) ワークショップの概要

第1回ワークショップ <避難訓練・災害対策についての話し合い>

【p.4,8,9】

・日時：2004年11月21日(日) 9:30? 15:40

・参加者：184人

・プログラム：

9:33 避難開始

14:00 各組に分かれて避難訓練についての話し合い

15:00 各組の話し合い結果発表

15:30 総評



避難訓練の様子



話し合いの様子

避難訓練を行うことで、住民の多くが集まる避難場所があること、サンダル履きでは登れない急傾斜地があることなど、これまで気づかなかった問題点に気づきました。実際に防災グッズを持って歩いてみることも良い経験になりました。

第2回ワークショップ <勉強会・災害時要援護者についての話し合い>

【p.2,8,9】

・日時：2005年1月22日(土) 9:30? 15:30

・参加者：89人

・プログラム：

9:30 主催者挨拶、主旨説明

9:50 避難訓練の行動調査結果報告

10:10 講演「災害時要援護者に必要な援護について」

11:00 実習「要援護者の疑似体験および要援護者の支援方法」

13:30 各組に分かれて災害時要援護者の避難対策についての話し合い

14:40 各組の話し合い結果発表

15:10 総評



講義の様子



視覚障害者疑似体験の様子

お寺に集まって、災害時要援護者に必要な援護についての講義を受けました。実際に体験してみること、お年寄りや体の不自由な方の避難の大変さが実感できました。

第3回ワークショップ <避難対策マニュアル作成>

【p.3,8,9】

・日時：2005年3月6日(日) 13:30? 16:00

・参加者：53人

・プログラム：

13:30 主催者挨拶、主旨説明

13:45 自主防災会からの活動報告

14:00 勉強会「前回までのワークショップの取り組みについて」

14:15 グループに分かれて災害時要援護者の避難対策について話し合い

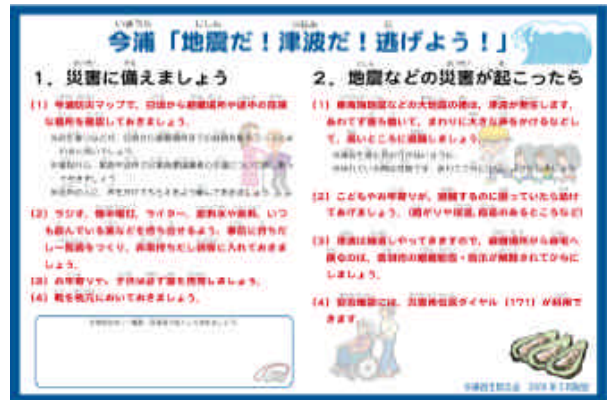
15:20 意見を集約し「今浦主防災会災害時避難対策マニュアル」作成

16:00 総評

3グループに分かれて意見を出し合い、避難対策マニュアルを作成しました。マニュアルのタイトルは、多数決で、『今浦「地震だ！津波だ！逃げよう！！」』に決まりました。みんなで話し合ってタイトルを決めることで、マニュアルに愛着が持てるようになるでしょう。

(5) ワークショップの成果

ワークショップで作成したマニュアルを全戸に配布しました。マニュアルで、お年寄りや子供たちに救出を求めるための笛を持ち歩くように呼びかけたので、多くの住民が笛を携帯するようになりました。災害時要援護者の対策については、今浦地区は地域内のコミュニティが発達しており、地区内での連携がとれるということで、要援護者台帳などは作成せず、隣近所での所在把握や救出を行うこととなりました。



作成した避難対策マニュアル

モデル地区2 四日市市富州原地区住吉町

(1) 地域の概況

四日市市富州原地区住吉町は、昔からの住宅地と新しく出来たマンションが混在する都市型の地区です。マンションには名古屋方面に通勤する住民も多く、地域内での交流は、モデル地区1の今浦地区と比較するとそれほど活発ではありません。住吉町自治会には11の組があり、うち2組はマンションの住民のみで構成されています



四日市市富州原地区住吉町

住吉町の人口

世帯数	人口			高齢者数 (65才以上)	高齢化率
	計	男	女		
163	433 (人)	211 (人)	222 (人)	96 (人)	22.2 (%)

(2) 取り組み前の防災力

四日市市富州原地区住吉町では、事前に地域の防災力を診断するアンケート調査を行いました。その結果、回収率が87%と非常に高く、地域、特にアンケートの配布・回収を行った自治会の組長の防災意識が高いことがわかりました。防災力アンケートの概要は次の表に示すとおりです。避難場所についての質問では、避難場所の位置は知っている人は多いが、避難場所まで歩いたことがある人、避難経路にある危険物を確認したことがある人は少ないということがわかりました。

## 防災力診断アンケート概要

ご自宅の耐震性・備えについて
ご自宅のある地域の危険度について
避難場所について
学校へ通う子供さんのいるご家庭の対策について
自宅以外にお勤め・通学している方の対策について
防災訓練への参加状況について
家族同士の話し合い・申し合わせについて

### (3) スケジュール

2005年 8月 18日	事前打ち合わせ会
9月 25日	第1回ワークショップ開催 <勉強会>
10月 10日	第2回ワークショップ開催 <タウンウォッチング>
10月 29日	第3回ワークショップ開催 <災害時要援護者についての話し合い>
11月 6日	事前打ち合わせ会
11月 20日	第4回ワークショップ開催 <避難訓練>
2006年 1月 17日	事前打ち合わせ会
3月 1日	事前打ち合わせ会
3月 5日	第5回ワークショップ開催 <避難対策マニュアル作成>

### (4) ワークショップの概要

#### 第1回ワークショップ <勉強会>

【p.2】

・日時：2005年 9月 25日（日） 10：00? 12：00

・参加者：60人

・プログラム：

10:00 主催者挨拶

10:10 事前アンケート調査結果

10:30 講演「地域住民中心で考える防災対策について」

11:10 講演「災害時要援護者について」

11:50 終わりの挨拶

防災力診断アンケートと勉強会で、地域で災害対策を行う「意識付け」ができました。災害時の状況や要援護者に必要な救護をイメージできるようになったので、次回のワークショップでは、実際に町を見て歩き、地域防災の良いところ、悪いところを探しました。



## 第2回ワークショップ <タウンウォッチング>

【p.3,10,11】

・日時：2005年10月10日（月・祝） 9:30? 15:30

・参加者：29人

・プログラム：

- 9:00 主催者挨拶および主旨説明
- 9:05 タウンウォッチングの説明
- 9:30 タウンウォッチング開始
- 10:30 タウンウォッチング終了（講堂集合）
- 10:45 防災マップ作成
- 11:45 各班の発表
- 12:15 総評



タウンウォッチングの様子



作成した防災マップ

タウンウォッチングをしてみて、地区内には消火器がたくさんあること、地震時に倒れそうなブロック塀や電柱があることなどを発見しました。防災の意識で町を見て歩くことで、普段は気づかないような地域の問題点、役立つものを見つけることができました。

## 第3回ワークショップ <要援護者についての話し合い>

・日時：2005年10月29日（土） 9:00? 11:30

・参加者：33人

・プログラム：

- 9:00 主催者挨拶、主旨説明
- 9:10 前回ワークショップのおさらい
- 9:30 各班に分かれて災害時要援護者についての話し合い
- 10:50 各班の議論結果の発表
- 11:20 総評および終わりの挨拶

災害時要援護者の所在を把握する方法や、情報伝達、安否確認の方法について話し合いました。要援護者の情報をどのように管理するのが難しい問題であるとわかりました。

#### 第4回ワークショップ <避難訓練>

・日時：2005年11月20日(土) 10:00? 13:30

・参加者：80人

・プログラム：

10:00 避難開始

10:30 避難終了

実習「要援護者の疑似体験および要援護者の支援方法」

実習「アルファ米の炊き出し」

11:30 昼食

12:15 避難訓練の反省会

13:15 総評および終わりの挨拶



避難訓練の様子



炊き出しの様子



搬送訓練の様子



高齢者疑似体験の様子

避難訓練では、支援を必要とする人が避難した場合には、ひとりで避難した人や支援のいない人と避難した場合と比べて、避難場所に到着するまでに2倍の時間がかかりました。また、毛布と物干し竿を使った担架の搬送訓練では、ひとりの人を助けるためにも3、4人の力が必要となることがわかりました。

#### 第5回ワークショップ <避難対策マニュアル作成>

・日時：2005年3月5日（日） 10：00? 11：30

・参加者：31人

・プログラム：

10:00 主催者あいさつおよび主旨説明

10:10 本年度の住吉町での取り組みのおさらい

10:30 住吉町自治会からの報告

10:50 住吉町災害対策マニュアルについて話し合い

11:20 まとめ・総評および終わりの挨拶

#### (5) ワークショップの成果

住吉町では自治会と防災隊が中心となって「防災支え合いカード」を作成し、台帳で要援護者の所在を把握することとなりました。また、組レベルでは住民同士の交流が活発であり、町全体だけでなく、組ごとに異なる災害対策を考える必要性があることがわかりました。今後は「防災支え合いカード」を作成していくとともに、継続して「住吉町避難対策マニュアル」の作成と防災訓練を行っていきます。

地域住民のための

「災害時要援護者避難対策マニュアル」作成指針

平成18年4月発行

三重県防災危機管理部地震対策室

三重県健康福祉部健康福祉総務室

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2184 (地震対策室)

059-224-3056 (健康福祉総務室)